

## (N7-3) 土木学会四国支部地域貢献事業運営委員会規則

平成21年9月11日 制 定  
平成24年6月29日 一部改正  
平成25年3月15日 //

### (総則)

**第1条** この規則は、土木学会四国支部（以下「支部」という。）地域貢献事業規程（以下「規程」という。）第5条に基づき、規程第1条で規定する地域貢献事業の運営のために設置する土木学会四国支部地域貢献事業運営委員会（以下「委員会」という。）及び委員会が運営する地域貢献事業の細目について定める。

### (目的)

**第2条** 委員会は、地域貢献事業を円滑に運営することを目的とする。

### (活動)

**第3条** 委員会は、地域貢献事業に係る次の活動を実施する。

- (1) 寄附の公募・受付
- (2) 規程第3条第1号の事業への支援
- (3) 規程第3条第2号の事業への支援
- (4) 規程第3条第3号の事業への支援
- (5) 規程第3条第4号の事業への支援

### (構成)

**第4条** 委員会の構成員は、委員長1名、委員8名以内とする。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会業務を総括する。

3 委員会は、委員長に事故あるとき又は欠けたときにおいて委員長の職務を代行する委員を予め決めておくものとする。

### (委員長・委員の選出方法と任期)

**第5条** 委員長・委員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、商議員会が選出し、支部長が指名する。
- (2) 委員は、中立公正な立場から審査にあたるものとして、支部所属の正会員の中から委員長が選任し、支部長が委嘱する。

2 任期終了後の新委員長が決定されるまでの間は、前任の委員長が委員長の職務を継続して実施する。

3 委員長及び委員の任期は2年とし、原則として留任を認めない。また、半数交代を原則とする。

### (委員会の運営)

**第6条** 委員会は、委員長が招集して開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。

### (地域貢献事業の種別)

**第7条** 地域貢献事業は、次の3種類を実施する。

- (1) 一般型助成事業：土木学会四国支部地域貢献事業に係る資金に関する規則で定める地域貢献資金のうち果実利用資金の果実及び一般型資金による規程第3条に定める活動への助成。
- (2) 特別型助成事業：地域貢献資金のうち特別型資金による規程第3条に定める活動への助成。
- (3) 指定型助成事業：地域貢献資金のうち指定型資金による規程第3条に定める活動への助成。

(寄附の公募)

第8条 地域貢献事業への寄附については、支部ホームページにより公募する。

(寄附申込時期)

第9条 地域貢献事業への寄附の申し込みは、随時受け付ける。

(寄附申込手続)

第10条 地域貢献事業への寄附をしようとする者（以下「寄附申込者」という。）は、次の各号により申込書を作成し、支部長に提出するものとする。

- (1) 第7条第1項第1号に定める一般型助成事業を対象とする場合は、様式-1を用いる。
- (2) 第7条第1項第2号に定める特別型助成事業を対象とする場合は、様式-2及び別途定める寄附金申込書を用いる。
- (3) 第7条第1項第3号に定める指定型助成事業を対象とする場合は、様式-3を用いる。

(寄附金受入の審査・決定及び通知)

第11条 寄附金受入の可否は、委員会で審査の上、理事会の承認を得るものとする。

- 2 委員会は、第1項の結果をすみやかに寄附申込者及び支部事務局に通知する。
- 3 第1項に定める審査・決定は、原則として申し込みがあった払込予定日より前に行う。
- 4 支部事務局は、払込を確認後すみやかに、寄附申込者に領収書を発行する。
- 5 委員会は、寄附申込者から申し出があった場合、申込書の受領書を発行する。

(緊急災害調査活動)

第12条 委員会は、第3条第2号の支援として、支部四国地域緊急災害調査委員会規約に定める四国地域緊急災害調査委員会が行う緊急災害に関する啓発及び広報活動等への支援を行うものとする。

- 2 前項の支援の詳細については、委員会が決定する。

(優秀学生表彰)

第13条 委員会は、第3条第3号の支援として、支部が実施する優秀卒業・修了生表彰のうち毎年3月の賞状作成等への支援を行うものとする。

- 2 前項の支援の詳細については、委員会が決定する。

(啓発・広報)

第14条 委員会は、第3条第4号の支援として、支部が実施する土木に関する啓発・広報事業への支援を行うものとする。

- 2 前項の支援の詳細については、委員会が決定する。

(社会貢献)

第15条 委員会は、第3条第5号の支援として、支部が実施する創立記念事業等による社会貢献事業への支援を行うものとする。

- 2 前項の支援の詳細については、委員会が決定する。

(規則の変更)

第16条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成21年9月11日 理事会議決） この内規は、平成21年9月11日から施行する。

附則（平成24年6月29日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成24年6月29日から施行する。

附則（平成25年3月15日 理事会議決） この変更規程は、平成25年3月15日から施行する。

(様式－1)

## 「土木学会四国支部地域貢献資金」(一般型資金)寄附申込書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会 四国支部

支部長 殿

土木学会四国支部地域貢献資金への寄附を下記により申込みます。

記

申 込 金 額	金	千円	平成 年 月 日払込予定
---------	---	----	--------------

氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

注：振込銀行：〇〇銀行〇〇支店 普通口座〇〇〇  
公益社団法人 土木学会 四国支部

(様式－2)

## 「土木学会四国支部地域貢献資金」(特別型資金)寄附申込書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会 四国支部

支部長 殿

土木学会四国支部地域貢献資金への寄附を下記により申込みます。

### 記

申 込 金 額	金	千円	平成 年 月 日払込予定
---------	---	----	--------------

氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

注：振込銀行：〇〇銀行〇〇支店 普通口座〇〇〇  
公益社団法人 土木学会 四国支部

(様式－3)

## 「土木学会四国支部地域貢献資金」(指定型資金)寄附申込書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会 四国支部

支部長 殿

土木学会四国支部地域貢献資金への寄附を下記により申込みます。

### 記

申 込 金 額	金	千円	平成 年 月 日払込予定
---------	---	----	--------------

なお、この寄附金は〔 〕  
活動<sup>注2)</sup> 〔 〕  
行事 ( )<sup>注2)</sup> 〔 〕  
の助成に活用して頂くようお願い申し上げます。

氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

注1) 〔 〕内に記載しない場合〔 〕全体に線を引いて抹消して下さい。

注2) いずれか一方を残し、他方は線を引いて抹消して下さい。

注：振込銀行：〇〇銀行〇〇支店 普通口座〇〇〇  
公益社団法人 土木学会 四国支部